

統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会
第1回市場形成分科会 議事要旨

I. 日時

平成19年8月10日（金） 10時00分～12時00分

II. 場所

経済産業省 別館10階 共用1031会議室

III. 出席者

【委員】

- ◎島崎 哲彦 東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科教授
岩間 伸之 (株)サーベイリサーチセンター専務取締役
佐藤 英明 ヤマト運輸(株)経営戦略部経営戦略課課長
鈴木 貴士 (株)帝国データバンク産業調査部産業政策研究課課長
武井 雅 (株)日本リサーチセンター取締役・マーケティングリサーチ本部長
村尾 望 (社)中央調査社開発部長兼総務部長
山田 高 (株)インテージ主席研究員

【委員代理】

- 石坂 英祐 (株)野村総合研究所サービス事業コンサルティング部コンサルタント
(◎=分科会長)

【オブザーバー（経済産業省）】

- 久武 昌人 経済解析室長
渡邊 幹夫 統計企画室参事官補佐
平野 豊 産業統計室参事官補佐
櫻井 由紀夫 企業統計室参事官補佐
中野 貴比呂 総合調整室総括係長

【事務局（インテージ）】

- 木原 剛 (株)インテージ
西 哲生 (株)インテージ

IV. 議事

1. 委員紹介
2. 趣旨説明
3. 議事の扱い等について
4. 検討課題と分科会について
5. 統計調査業務における民間事業者の活用の現状について
6. 自由討議

V. 議事概要

【議事 1. 委員紹介】

(事務局より委員の紹介)

【議事 2. 趣旨説明】

(事務局より趣旨を説明)

【議事 3. 議事の扱い等について】

(事務局より本分科会における議事内容はホームページで公表する旨を説明)

【議事 4. 検討課題と分科会について】

(事務局より検討課題と分科会の設置について説明)

【議事 5. 統計調査業務における民間事業者の活用の現状について】

(事務局より統計調査業務における民間事業者の活用の現状について説明)

【議事 6. 自由討議】

(主な意見、やり取り等)

- 当社は、民間の調査会社として政府の実施する統計調査の市場に参入しており、昨年度より、官庁統計に対応するプロジェクトを立ち上げている。調査は、「報告までの期間」、「精度」、「予算」の組み合わせにより、様々なバリエーションが考えられる。現在、政府の統計調査の入札には、入札価格にばらつきがあり、低価格入札に抵触する事業者も見受けられる。予算や入札予定価格を事前に提示する必要があるのではないか。また、入札については、公示してから応札までの期間が短すぎ新規参入の障壁となりかねない。入札ではなく、企画提案の場を設けた業者選定も必要であるとする。国の統計調査は、「回答者の善意」、「調査に関わる人のボランティア精神」、そして「国が実施する調査のため協力」という前提があって発展してきた領域であると思われるが、市場原理で民間の参入を促すのであれば、民間事業者は民間のお客様相手の調査もやっているため、国の統計調査はそこの競争になっているという認識が必要である。
- 官庁統計の基本的な問題は、最低価格入札で品質を確保することができるかである。事業者調査の場合、品質の確保が求められるので、総合評価方式の導入などは必要だと考える。調査事業は単年度事業が基本であるが、複数年契約で官庁統計が発注されるのであれば、調査会社として様々な工夫ができる。大規模調査を単独でやる場合、企業の倒産など契約不履行となるリスクがあり、JV（ジョイントベンチャー）についても検討が必要である。
- 当社では、市場化テストを投資案件と位置づけて取り組んでいるが、すべて赤字業務である。どの部分の仕事が、自社に合っていて、利益が確保できるのかという部分がまったく見えない状況である。また、官庁統計の全体像は把握しにくいいため、入札情報などについてはばらばらではなく一元化されて情報公開していただいた方が戦略を立てやすい。発注者側は業務を発注した段階で責任は受注した調査機関に移り、発注者の責任はなくなったと思われるような感じを受ける。シンクタンクやコンサルが入る場合は、発注者である官庁と、受注したシンクタンク、調査会社が三位一体となって対応していくことが求められる。
- 主としてマーケティングリサーチを調査会社に発注する業務に関わっているが、業務の中で、一般消費者に調査協力をしていただくことが難しくなっていると感じている。国勢調査などでも協力が落ちていることなどを考えると、一般消費者の意識が変わってきていることを感じる。
- 当社は世論調査に関する業務が中心で、残りが市場調査に関する業務であり、官庁統計とは質の違う調査に取り組んでいる。当社は、はじめは市場調査がメインであったが、徐々に世論調査が増えてきた。世論調査と市場調査で大きくやり方が違うわけではないが、官庁統計の場合、規模が大きい点で違いがある。官庁と自治体が協力して実施している官庁統計を1つの調査会社が実施することは、全国で一斉に調査をしなくてはならない点や全国の調査員に詳細を伝えなくてはならない点で困難が伴う。また、当社では調査員の補充があまり進んでいないこともある。調査

員は直接雇用ではなく、業務ごとの請負となるため、行政の登録・研修制度を通じた統計調査員制度を民間が踏襲することは困難である。官庁統計を委託する場合、入札方式では最低価格の設定が必要だと思われる。また、行政側は仕様を適切に提示することも必要である。統計調査の質を維持するためには、ステップごとに必要となる条件を明記した仕様が必要である。当社は調査業界では中規模であるが、世の中全体から見ると小さな企業であり、大きい仕事が単年度だけだと人手や設備に投資することが困難である。

- 企業情報を扱った経験から、国が統計調査を実施する場合、複数の調査で同様の質問を行うことは望ましくないと考えている。同様の調査は一度で済ませるべきであり、そのため、民間がやっている調査を国が利用するやり方もあるのではないかと。当社では、3月が決算期の企業へのヒアリングを6~8月に集中して行っている。ピーク期と時期をずらすことで、コストの面からも効率的な調査を行うことができる。
- 総合評価方式で行われている入札では、予定価格を超えると落札資格がなくなるが、仕様書だけでは調査の仕様を細部まで詰められず、入札金額に必要以上のことを盛り込んでしまうことがある。
- 配達に関しては7月の中元の時期と12月の歳暮の時期は、通月の数倍の取扱が発生している。新規参入を考えた場合、物を投函する部分については統計調査への協力はありうるが、調査員調査については別途社員の教育などが必要となる。
- 入札制度については、法令で規定されている部分があるため実施が難しい事柄もある。また、公示日から入札日まで、法律では通常10日を置くことが規定されているが、法律の定めを満たした上でどの程度長くするかは発注者によって異なる。
- 受注価格と経費に関しては、我々は、基本的には受注した官庁統計に関して原価割れをしないような価格を設定している。
- 複数年契約の議論に関しては、当社では委託調査を受注した際、準備や体制について万全を期していることもあり、複数年契約ができると、習熟効果などから収支改善が期待できる。また、委託調査を受注した時は、集計システムの開発が必要であるが、委託費の中にシステムの開発費用が見込まれていないものもあり、そのような業務では、複数年契約でさらなる収支改善を図ることができる。
- 公共サービス改革法を用いた民間事業者の活用では、より複数年契約を意識した設計となっている。ただ、複数年契約についても3年程度が妥当ではないかと考えられる。発注者側の立場からすると、複数年契約については1年目の作業段階に入って民間事業者に問題があることが分かった場合の対応が課題として挙げられる。
- JVについては、中央から地方自治体までの大きい組織で官庁統計に対応してきたものを、一つの民間企業がとって変わることは困難だと感じている。具体的には、企業調査の場合、記入率が低い時回答者に対して再度聞き取りを行う必要がある。世論調査では回答により、客体に確認のため再度調査を求めることはあまり多くないので、世論調査会社が官庁統計に対応する際、厳しい面がある。しかし、再委託ができれば、少しは対応の可能性も出てくる。
- JVに関連して、調査会社は脆弱な企業体が多いので、官庁統計は、極限られた大手企業にしか対応できない。官側が官庁統計を民間開放しようとしても、民側が対応しないと始まらないのでJVや再委託の可能性も検討しなくてはならないのではないかと。調査会社も、JVによりリスクを回避することができ、投資しやすくなる。一方、単純な再委託は構造的に不透明な部分があり、大手が大量受注・仲介・大量発注する可能性があり、好ましい制度とは思えない。
- 一般競争入札に関連して、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」では統計調査業務において、総合評価方式を積極的に活用することが謳われている。官側においては、総合評価方式に関する内部のマニュアルの整備や教育が必要となる。なお、発送だけの単純な業務などについては最低価格方式をとっている。総合評価方式以外の質を担保する手段としては、適合条件などをつけるケースがあり業務の受注に必要な条件を課すこともある。再委託については、再委託する部分が明確化されていて、丸投げではないことが明らかになれば考慮されるのではないかと。
- 当社でも民間企業の調査事業を再委託することはあるが、再委託の部分が明確にされていれば認めている。その際、クライアントに対しては再委託部分を示して、その品質に対して当社が責任

を持って管理するようにしている。

- 調査会社と異業種の JV に関して、当社では、特定の分野、印刷、コールセンター業務などに特化している企業力を借りることはある。企業調査がメインなので、消費者調査に長けている同業種の事業者と組む可能性もある。
- 同業種との JV は厳しいと思うが、他業種との JV はあり得る。例えば、2,000 人規模の調査員が必要な時に他の調査会社と組むかという、調査員の教育の管理水準が異なるので短期間で対応することは困難だと思う。調査会社が持っていない異業種力を借りるやり方については十分に可能性がある。JV を進めるべき理由として、調査の包括的な受注が可能となることが挙げられる。
- 大規模調査ではフィールドの部分でのジョイントができれば受託可能性は広がるのではないか。調査員のレベルの統一・管理、コスト面など難しい面もあるが、業界として考えていかねばならない課題と思う。但し、ジョイントはその準備・管理などから、単年度の調査の場合に対応できないのではないかと。
- 調査会社が現在保有する調査員のレベルをあわせることは短期的には厳しいと思う。官庁統計の調査員調査の場合、国の統計調査員を活用できるようにするべきではないか。
- 長期的な視点で、統計調査員の育成・認定が重要と考える。社会調査士の教育・認定はしているが、統計調査員をどのように育てるかが課題である。調査会社は、ISO20252 を用いて、社会調査・世論調査のレベルあわせするようにできないか。
- JV を考える背景としては、官側からすると受注企業の倒産のリスクヘッジがある。
- 民間事業者を活用する場合、ISO などの何らかの認証基準があると分かりやすい。一方、ISO を必須条件とするべきか、またそもそも（認証制度として）ISO がいいのかについては議論が必要である。社会調査士はあまり認知されていないと認識している。
- ISO を活用するにしても、マネジメントシステムと製品の両方の面があり、ISO20252 は後者ではないのか。
- ISO に関連して、企業調査で ISO の認証を取得することを前提とした場合、質とスキームのどちらをとるかの経営判断が必要になる。スキームを固めた方が良い部分と質が重視される部分で、別会社化する可能性も考えなくてはならない。
- ISO の取得を考える場合、ISO の取得が本業に与える影響についての検討が必要である。
- 社会調査士に関連して、社会調査士制度の設立には、日本社会学会、日本教育社会学会、日本行動計量学会が関与している。社会調査士は大学で特定の科目を履修して取得できる。専門社会調査士は大学院で特定科目を履修して、修士論文を提出することで取得できる。一方、認定の臨時的措置があり、既に社会調査について様々なことをやっている人を認定するようにしているが、調査会社の社員にはとりにくい規定になっているため、臨時的措置を活用している人はほとんどなく、大学関係者が大半を占めているのが現状である。
- ISO20252 はマネジメントシステムではなく、製品認証になるので、調査会社の包括的な問題ではない。パッケージ商品を持っている会社はわかりやすいが、アドホック調査をやっている会社はわかりにくい。
- ISO20252 を取得した企業は、ISO20252 の条件を満たす要件で仕事をやる能力があることを認証されたことになる。実際に認定されるのは調査の報告書であり、製品認定となる。これは ISO の規格で製品認証として定められていることによる。
- ISO がマネジメントシステムなのか製品認証なのかについて、ISO20252 は ISO9001 の上に乗せようという考え方になっている。ISO9001 を取得している調査会社は 10 社前後にとどまっている。ISO9001 は事業規模の小さい調査会社では導入しにくい。世界ではワールドワイドなスポンサーは、ISO 20252 を持っている企業に発注するような傾向になっている。EU では ISO9001 に ISO20252 を乗せるような動きになっているが、日本では、ISO9001 を取るのが大変なので ISO20252 のみを取る流れになる可能性もありで、50~60 社程度に ISO20252 を取得させようとしている。ISO20252 は製品認証であるが、最初の数行はマネジメントシステムについて書いてある。ISO20252 だけをとってもマネジメントの部分があるので、マネジメントシステムを理解しないと取得できない。ISO20252 はマネジメントシステムだと思っていたら、世界の会議で製品

認証だと決められてしまった。しかし、ISO20252 を読むと中身はほとんどマネジメントである。このマネジメントの経緯を経て出てきた製品を認定するといっているのである。

- マネジメントシステムの観点が重要であると考える。
- ISO9001 は自分たちで作りこむ部分がある。ISO9001 では、幅広いマネジメントシステムの導入になるが、ISO20252 は調査会社として要求することしか要求していない。調査と限定するのであれば、ISO9001 よりは ISO20252 がよいと考えている。
- ISO20252 に官庁の仕事が適合するかどうかについては検証が必要であるが、ISO20252 を取得していれば、ISO20252 の基準を満たす仕事ができる会社だと理解すればよいと思う。
- JV の話が出たが、一般的には水平に連携することを JV というが、言葉の定義をしっかりとの方が良いのではないかと思う。JV については、協同組合のような形で中間法人として扱うのか、最終的な責任はどこに行くのかといった点も定義すべきだと思う。この研究会では、JV と呼ばれるが、実際の中身は、再委託に近い場合も想定されているように思われる。

(以上)